

告示

埼玉県告示第千四百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース新座店

埼玉県新座市野火止一丁目五百九十七番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 四千九百四十平方メートル

（変更後） 六千六百四十二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二二六台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三五六台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 四三立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 六〇立方メートル

ハ 変更年月日

令和六年八月九日 外

ニ 届出年月日

令和五年十二月八日

二 縦覧期間

令和五年十二月十九日から令和六年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月十九日から令和六年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課